

8

宮内省事務中心殿

復二第一〇〇號

昭和二十五年二月十四日



引揚 復護 復員局
第一復員局 復務 處理部長

吳 復員 復務 處理部長 殿

存島丸便 運難者に對する 處理方針について
首題の件に關しては各種の 誤解な問題が發生する虞もあり、而も相當逼迫した情勢も 概取されるに付一應が 概打合 覺の 通決定したから之が 妥務處理には特に 慎重を期しつつ 可然 審處ありたい。
追つて各部事務の 進捗に伴ひ 富部への 報告連絡には一層の 留意を拂はれたい。

寫送付先

近世保地方復員復務處理部長

外務省 復務局長

(別紙)

(添)

(一 務)

別紙

昭和二十五年二月十日

第二員局業務處理部庶務課

存島丸便乘運難省の人事處理並に之に伴ふ
所要措置に關する打合

首題に關し當部及橫濱、舞鶴各地の合同打合を行つた結果左記方針に
依り諸般の業務を進めることに決定された。

記

一、運難省の員並に氏名の究明

員業務終課課長の原海を基礎とし更に各課並に各地保有の資料をも
検討の上逐に確定調査を作成し追つて關係の間に配布する。

二、今後の人事處理

次の各員に則り出來得る限り促進を図る。

(1) 舊工員は勿論、再雇用可然者は法規の計す限り運難省に有利となる

如き解釋の下に遺骸としての身分を死没當日で與へ使役所官^との
身上取扱を進める。

四) 遺骸として取扱ふことに決定した死没者に對する諸給與は内地人の場
合と差をなからしめるものとし詳細は別に指示する所に依る。

五) 遺骨の坑場埋葬は左に準じ、葬地後に於て之を調査する。

六) 坑に埋葬してある遺骨に對しては更に其の状況を調査の上之を發掘
し保管する。

七) 今後「サルベージ」に依り撈收されるべき遺骨は重慶駐奥の場合に準じ
即時收納安置の諸手續を行ふものとしその坑場に於ける處理區分、
埋葬法等に關しては葬地後、曾社間に於て協議決定するものとする。
八) 遺難富司の携行遺骨が確認された場合の諸給與その他取扱安頓につ
いては別に指示する所による。

九) 慰遺金はG.H.Q.の指示に依り目としては取し得ないが坑地示教団等
又は華人側等に於て之を實施する場合は二便条としては敬意を以て

取扱致したい。

二) 前記各人等取扱は富司四ヶ年有跡に亘る調査の結果作製した便乗者確
認名簿に記載しある人員に限定する。

但し今後共便乗者たるの相當の證據を有する者判明した場合は更に
協議調査の上右に追加することがある。

三、對部外接觸

(1) 二便中央に於て部長自ら之に當るのを建前とする。

但し坑地に於ける取野「サルベージ」の指導連絡並に國內的な現地父
弟は本覺の趣旨に則り葬地後に委任される。

四) 對外接觸の基本方針は左に依る。

一) 華人側の正式代表は韓國使節の推薦あるもの又は朝鮮人民團の責任
者でなければならぬ。

二) 右正式以外の者に對しては其の性格、態度に應じ候宜善處する。

三) 二便としては朝鮮側の舊海軍の責任を追及するか如き賠償要求等は

之を否認することから出来ない、元來本件の國際的理に法理的解釋は
海軍の絶大な好意に委く便米假許可者の意上に於ける全くの不可
抗力に起因する災難となる理であるから二便今回の措置は實に人道
的且政治的考慮を盡した特典とも認むべきである。

四 朝鮮人捕虜は昭和二十一年三月上旬以來富部が多大の苦難を伴つ
た誠意ある調査連絡に到し効力を完全に停止して居る、従つて富部
の事務處理の中絶された原因は全面的に朝鮮人側の非効力にあつた
とせざるを得ない之を諒する数多の資料は富部に現有して居る。

五 便米省の員數に關し日鮮兩方の調査に相當の差がある、二便とし
ては富部の調査の成果を現段階に於て最善のものであると確信する
から朝鮮人側の八千數百名との謂ひ分に就ては兵の明確な根拠の提出
を求めなければならぬ、而して富部の調査に萬一誤りを受けた場合
は唯の一人と雖も之を訂正するの便米である。

六 海上保安廳に對しては口頭を以て次の通函を合した。

一 本件の経緯を照し今後の調査處理等の接衝は二便の責任に於
て之を進めるから關係事項は速に富部へ移譲ありたい。

二 「サルベージ」作業の監督主務官廳としては朝鮮人側との接衝、調査
問題等に及ぶることなく訂正運作を進められ差支なきも曾社側
をして特に遺言を「學」に収めしめるやう指導ありたい。

三 今現在朝鮮朝鮮人代表から提出された申請書は要すれば富部から説
明的資料の供與をなすことに異議ないから同書類を移譲ありたい。

四 朝鮮「サルベージ」に對しては概ね次の趣旨を得た。
一 遺言の調査、採集、引揚、収収等は特に慎重、「學」を旨とされたい。
二 二便としては遺言採収の上は即時受領、安置するやう手配してある
から、具体的方法に就ては現地便に連絡協議ありたい。

五 二便としては貴社の遺言引揚の勞に對し何分の謝禮金支拂の用意が
ある。
六 現地便としては本件の取具見稱りを急がねばならぬ關係もあるから

これに完全の協力援助されたい。

凶犯地に於て明洋調との各組「トナブル」殺生の兆でもあれば事大小
となく葬地を通知報告ありたい。

(四) G H Q 調停の同には可成早急に二便から報告を提出する。

四 算

葬地復は曾社側の協力を待て可及的速に見積書案を提出する。

(務)

15 寫

宮崎県官報
復二第一〇七号

昭和二十五年二月十五日

第二復員局残存処理部長

各地方復員残務処理部長殿

元浮島丸便乗朝鮮出身死没者の遺体処理について(通勝)

首題の件についての基本的處理方針は別紙に指示済であるか

舞鶴所在埋葬遺体並に今後浮島丸引揚げに伴い発見される

遺体の處理については九記各号了知の上遺漏のないよう身上並に

諸給與の處置方然るべく取り計りわねたい。

なお沈没の際受傷したものに對しては横須賀地復において外地

出身者最終處理要領により傷病者名簿を調製衣して吳地復

に移管方措置されたい。